未来の健康づくりに向けた「アクションプラン2022」(案) 各省庁施策集

健康スコアリングレポートの概要【厚生労働省】

ポイント

■ 健康スコアリングレポートの概要

- ・各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、全健保組合平均や業態平均と比較したデータを見える化。
- ・2018年度より、**厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携**し、NDBデータから保険者単位のレポートを作成の上、**全健保組合及び国家公務員共済組合等 に対して通知。**2021年度からは、保険者単位のレポートに加え、**事業主単位**でも実施(作成対象は特定健診対象となる被保険者数50名以上の事業所)。

■ 健康スコアリングレポートの活用方法

- ・経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定。
- ・その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラ**ボヘルス*の取組の活性化を図る。
- ・レポートと併せて、企業・保険者の担当者向けに、経営者への説明のポイント等、 レポートの見方や活用方法等を示した実践的な「**活用ガイドライン」**を送付。

※コラボヘルス:企業と保険者が連携し、一体となって予防・健康づくりに取り組むこと

※NDBデータ:レセプト(診療報酬明細書)及び特定健診等のデータ



健康スコアリングレポート【厚生労働省】

(06131234) ※※※※(単一)健康保険組合 様 2021年度版(2019年度実績分) 健康スコアリングレポート

*本レポートは、2017~2019年度のデータに基づいて作成しています。

- ■我が国は既に人口減少、超高齢化社会に突入し、深刻化する人手不足に加え、従 業員の平均年齢の上昇による健康リスクの増大、生産性低下といった構造的課題に 直面しています。
- ■従業員がいつまでも元気で働き続けられる環境づくり、予防・健康づくりなくして、企業に おける持続的成長の実現は困難です。
- ■そのためには、健保組合と事業主(企業)が連携し、一体となって予防・健康づくりの取 組を進める必要があります。
- ■本レポートでは、事業主と健保組合のコミュニケーションの一助となるよう、予防・健康づ くりの取組状況や健康状況等を可視化しています。経営者においては、企業の財産で ある従業員等の健康を守るために、健保組合と連携した従業員等の予防・健康づくり の取組のさらなる推進にご活用ください。なお、健康状況等に関する詳細情報は健保 組合にお問い合わせください。

健保組合の保健事業が健康課題の解決策に!



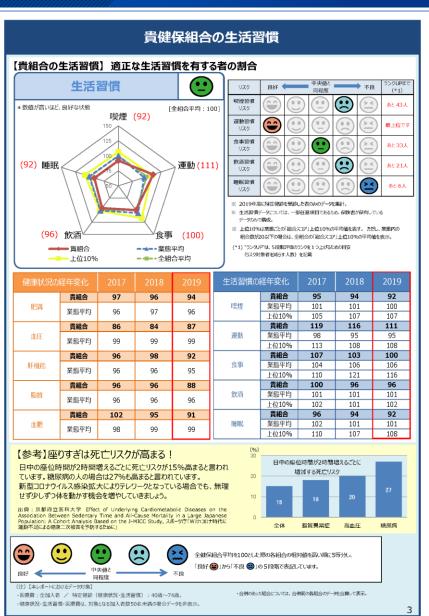
少子高齢化の進展や定年延長といった社会環境の変化に伴い、労働者の平均年齢の上昇に加えて、健保組合にお ける医療費も増加を続けています。こうした中で、従業員等に対する予防・健康づくりの取組をより一層進めるために、 事業主と健保組合による協働が求められています。





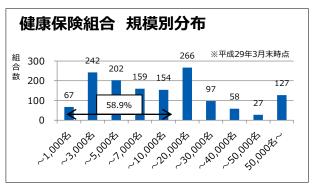
健康スコアリングレポート【厚生労働省】

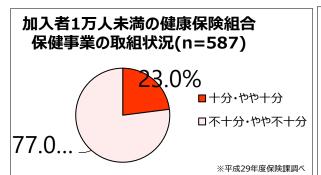


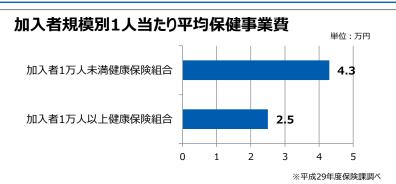


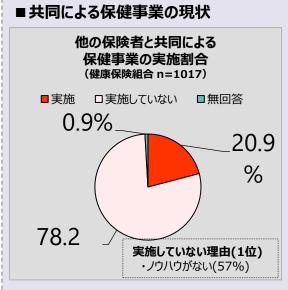
保健事業の共同化支援に関する補助事業【厚生労働省】

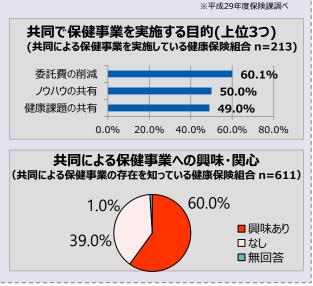
- ●健康保険組合の半数以上は加入者1万人未満の中小規模の保険者であり、その多くが保健事業を十分に行えていない。また中小規模の保険者はコストや事業規模の関係で、民間のヘルスケア事業者を活用した保健事業が難しいケースがある。
- ●中小規模の保険者を含む保険者全体の機能強化や保健事業の効率化を推進するため、業種・業態等で共通する健康課題に対して、 複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等が連携して実施する、共同による保健事業のスキームを構築・展開する。





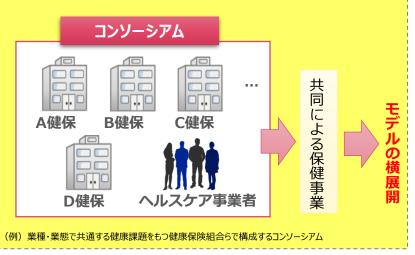






■事業のイメージ

保険者で共通する健康課題に対して共同で保健事業を実施



複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進について【厚生労働省】

- 中小規模の保険者を含む保険者全体の機能強化や保健事業の効率化を推進するため、業種・業態等で 共通する健康課題に対して、複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等が連携して実施する、共同による 保健事業のスキームを構築・展開。
- 過去のモデル事業に基づいて、共同実施のガイドラインを作成し、普及を目的とした補助事業を実施。

中小規模(加入者1万人未満)の保険者の主な課題

- ▶ 健保組合の半数以上を占めるが、その多くが保健事業を十分に行えていない。
- ▶ コストや事業規模の関係で、民間のヘルスケア事業者を活用した保健事業が難しいケースがある。
- ■共同で実施する保健事業の推進変遷 (2017年度~2021年度)



- モデル事業整備 (2017年度-2019年度)
- ✓ 事業の立ち上げから運営にかかる費用を補助✓ コンソーシアムを構成するにあたっての中小規
 - グロングージが立を構成するにのたっての中小規模の保険者比率を段階的に引き上げ、中小規模の保険者の参画を推進
- ✓ 事業終了後にはモデルの横展開に資する基 礎資料を作成

- ✓ モデル事業による学びに基づき、共同事業の効果や進め方・事例などを体系的に掲載
- ✓ データヘルス・ポータルサイトに共同事業 の情報・ノウハウを共有するとともに、既 存の共同事業に新たな保険者が参画 する契機を創出するべく共同事業検索 機能を導入

普及支援事業

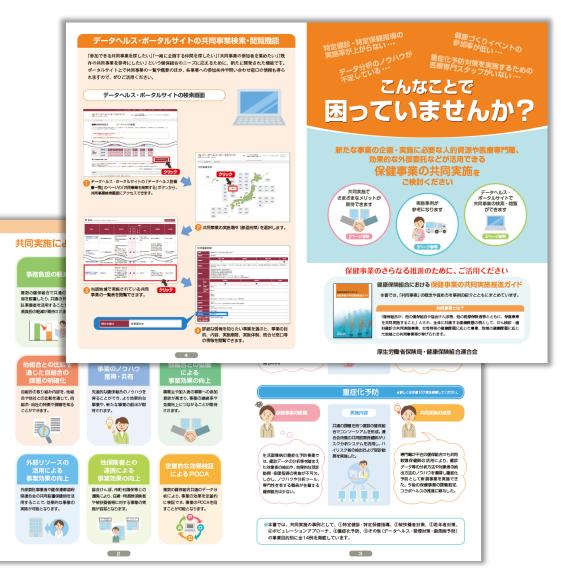
- ✓ 普及を目的として事業の運営にかかる費用 に限定し補助
- ✓ 事業採択後にはデータヘルス・ポータルサイト ヘ事業内容を掲載

健康保険組合における保健事業の共同実施推進ガイド【厚生労働省】

ガイドブック

健康保険組合における 保健事業の共同実施推進ガイド 厚生労働省 保険局 健康保険組合連合会

リーフレット



共同事業推進の背景【厚生労働省】

共同実施により期待できるメリット

事務負担の軽減

複数の健保組合で共通の事務 局を設置したり、共通の外部委 託事業者を活用することで、事 務負担の軽減が期待されます。



プログラム・ツールの 共有による 事業運営の効率化

プログラムやツールを所有する 健保組合との共同実施により、 効率的な事業を進めることが可 能となります。



スケールメリット によるコスト削減

複数の健保組合が共同で委託す ることで、1人当たり単価を安く 抑えることができるなど、コス ト削減が期待されます。



他組合との比較を 通じた自組合の 課題の明確化

自組合の取り組み内容を、他組 合や他社との比較を通じて、自 組合・自社の特徴や課題を知る ことができます。



事業のノウハウ 獲得・共有

先進的な健保組合のノウハウを 得ることができ、より効果的な 事業や、新たな事業の創出が期 待されます。



他組合との協働 による 事業効果の向上

事業主や加入者の事業への参加 意欲が高まり、事業の継続率や 効果向上につながることが期待 されます。



外部リソースの 活用による 事業効果の向上

外部委託事業者や健保連都道府 県連合会の共同設置保健師を活 用することで、効果的な事業の 実施が可能となります。



他保険者との 連携による 事業効果の向上

協会けんぼ、市町村国保等との 連携により、任継・特退被保険者 や被扶養者等に対する事業の実 施が容易となります。



定量的な効果検証 によるPDCA

複数の健保組合共通のデータ分 析により、事業の効果を定量的 に検証でき、事業のPDCAを回 すことが可能となります。



共同実施の例

被扶養者対策

★詳しくは本書66頁を参照してください。

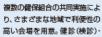




家事・育児等のため健診(検診) を受診できず、自らの健康度合い を知る機会がない被扶養者が多 数存在する。

そのような人を対象として、健診 (検診)受診率およびヘルスリテ ラシーの向上に役立つ事業を実 施したい。

実施内容



り、さまざまな地域で利便性の 高い会場を用意。健診(検診)・ 特定保健指導・がん予防等の健 廉教育の魅力のあるセット事業 を実施した。





共同実施によるスケールメリット を活かすことで健保組合のコスト の低減をはかり、特定健診・特定保 健指導の実施率、がん検診の受診 率が向上した。被扶養者を通じて 被保険者のヘルスリテラシーの向 上にも期待できる事業となった。

重症化予防

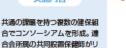
★詳しくは本書107頁を参照してください。





生活習慣病の重症化予防事業で は、健診データの分析等を踏まえ た対象者の抽出や、効果的な受診 勧興·保健指導の実施が不可欠。 しかし、ノウハウや分析ツール、 専門性を有する職員が在籍する 健保組合は少ない。

実施内容



合会所属の共同設置保健師がリ スク分析システムを活用し、ハ イリスク者の抽出および受診勧 要を実施した。





専門職が不在の健保組合でも共同 設置保健師の活用により、健診 データ等の分析方法や対象者の抽 出方法のノウハウを獲得し重症化 予防として新規事業を実施でき た。今後の保健事業の課題設定、 コラボヘルスの推進に寄与した。

■本書では、共同実施の事例として、①特定健診・特定保健指導、②被扶養者対策、③若年者対策、 ④ポピュレーションアプローチ、⑥重症化予防、⑥その他(データヘルス・禁煙対策・歯周病予防) の事業目的別に全14例を掲載しています。

3

施策番号3-1(3)3



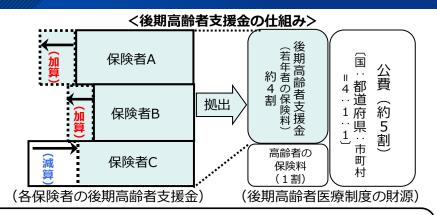
同一の健康課題を有し、又は類似した保健事業を実施する保険者同士が、共同で保健事業 を実施するために、**既にある関係性のネットワークを超えてマッチングできる機能を導入**。





後期高齢者支援金の加算・減算制度【厚生労働省】

- ○各保険者の特定健診の実施率等により、当該保険者の後期高齢者支援金の額について一定程度加算又は減算を行う制度。
- ○2018年度以降、特定健診・保健指導の実施状況だけでなく、がん検診や 事業主との連携などの取組を評価し、特定健診・保健指導や予防・健康 づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視する仕組 みに見直し。

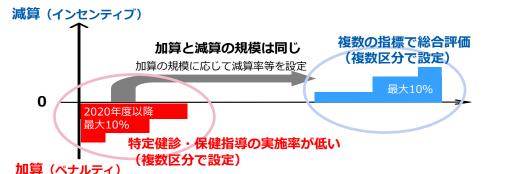


【2018年度以降】※加減算は、健保組合・共済組合が対象(市町村国保は保険者努力支援制度で対応)

- <u>1. 支援金の<mark>加算(ペナルティ)</mark></u>
 - 特定健診・保健指導の実施率が一定割合に満たない場合に加算対象となる。
 - 加算率は段階的に引上げ(2018年度最大2%→2019年度最大4%→2020年度以降最大10%)
- 2. 支援金の減算(インセンティブ)
 - 特定健診・保健指導の実施率に加え、特定保健指導の対象者割合の減少幅(=成果指標)、がん検診・歯科健診、事業主との連携等の複数 の指標で総合評価

(上記以外の総合評価項目)

- 後発医薬品の使用割合(=成果指標)
- 糖尿病等の重症化予防等
- 健診の結果の分かりやすい情報提供、対象者への受診勧奨
- 事業主との連携(受動喫煙防止、就業時間中の配慮等)
- 予防・健康づくりの個人へのインセンティブの取組 等



中間見直しの内容(2021年度~)

- 加算(ペナルティ)範囲の拡大:健診受診率57.5%未満 ⇒ 70%未満(単一健保の場合)
- **減算(インセンティブ)の評価基準見直し:** ①成果指標の拡大(がん精密検査受診率など)、②事業の効果検証の要件化

③適正服薬の取組を評価、④歯科健診等の評価点引き上げ 等

2021~2023年度支援金の加算(特定健診)について【厚生労働省】

- 2023年度(2022年度実績)は、2018年度実績をもとに加算対象の上限を設定すると、<u>単一健保・共済組合は70%、総合健保等は63.2%</u>となる。
- ○2021~2022年度(2020~2021年度実績)は、現行制度の延長として段階的に加算対象の上限値を引き上げていくが、新型コロナウ イルスの影響を踏まえ、2021年度(2020年度実績)においては2020年度(2019年度実績)の加算対象・加算率を適用し、2022年度 (2021年度実績)においては単一健保・共済組合は65%、総合健保等は60%に設定する。
- 実施率が特に低い保険者の加算率は法定上限の10%とする。
- ○加算対象保険者のうち<u>実施率が一定以上の保険者については、総合評価の項目で一定以上の取組が実施されている場合、加算対象とし</u>ないこととする。

2021年度は感染症拡大の影響を考慮し2020年度の加算対象及び加算率を適用する

特定健診の実施率		加算率							
単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 全国土木建築国保	2018年度 (2017年度実績)	2019年度 (2018年度実績)	2020年度 (2019年度実績)	2021年度 (2020年度実績)	2022年度 (2021年度実績)	2023年度 (2022年度実績)	
45	%未満	42.5%未満	1.0%	2.0%	5.0%	(10%) 5.0%	10%	10%	
45%以上~50%未満		42.5%以上~45%未満	_	0. 50((%)	0.5% (%) 1.0% (%)	(2.0%)	3.0%		
50%以上	~57.5%未満	45%以上~50%未満	_	1.0% (*)		1.0%(%)	3.070	4.0%	
57.5%以上~60%未満		50%以上~55%未満	_	_	_	(0.5% (%))	1.0%	2.0%	
60%以上~65%未満		55%以上~60%未満	_	_	_	_	0.5% (%)	1.0%	
65%以上~70%未満		60%以上~63.2%未満	_	_	_	_	_	0.5% (%)	

特定健診と特定保健指導の加算率を合計して10%を超える場合の加算率は10%(法定上限)となる

(※) 該当年度において、特定健診・保健指導(法定の義務)以外の取組が一定程度(総合評価の項目で集計)行われている場合には加算を適用しない【加算除外】

2021~2023年度支援金の加算(特定保健指導)について【厚生労働省】

- ○特定保健指導は運用の見直しによる影響があることを考慮し、<u>2023年度(2022年度実績)は、2019年度実績をもとに加算対象の上限を設定</u>する。 2023年度末までにすべての保険者が20%(総合健保等は15%)まで達することを目指し、減算やその他の取組(好事例の情報提供、弾力的な実施方法の定着化等)と併せて総合的に推進する。
- 2021~2022年度(2020~2021年度実績)は、2018年度実績をもとに加算対象の上限を設定すると、<u>単一健保は10%、共済組合は11.7%、総合健保等は5%</u>となる。
- 実施率が特に低い保険者の加算率は法定上限の10%とする。
- ○加算対象保険者のうち<u>実施率が一定以上の保険者については、総合評価の項目で一定以上の取組が実施されている場合、加算対象とし</u>ないこととする。

2021年度は感染症拡大の影響を考慮し2020年度の加算対象及び加算率を適用する

特定保健指導の実施率			加算率					
単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 全国土木建築国保	2018年度 (2017年度実績)	2019年度 (2018年度実績)	2020年度 (2019年度実績)	2021年度 (2020年度実績)	2022年度 (2021年度実績)	2023年度 (2022年度実績)
0.1%未》		j	1.0%	2.0%	5.0%	(10%) 5.0%	10%	10%
	0.1%以上~1%	6未満				(2.0%) 1.0%		
1%以上个	~2.75%未満	1%以上~1.5%未満	0.25%	0.5%	1.0%		1 00/ I	3.0%
2.75%以	上~5.5%未満	1.5%以上~2.5%未満	ı	0.25% (※)				2.0%
5.5%以」	上~7.5%未満	2.5%以上~3.5%未満	_	_	0.50((%)	(1.0%) 0.5% (※)	1.0%	2.0%
7.5%以_	7.5%以上~10%未満 3.5%以上~5%未満		_	0.5% (%)		(1.0% (%)) 0.5% (%)	0.5% 健保等のみ(※)	1.0% 健保等のみ (※)
10%以上~ 11%未満	10%以上~ 11.7%未満	_	_	_	_	_	(共済組合のみ対象) 0.5% (※)	1.0% (%)
11%以上~ 11.4%未満	11.7%以上~ 13.5%未満	_	_	_	_	_	_	0.5% (%)

特定健診と特定保健指導の加算率を合計して10%を超える場合の加算率は10%(法定上限)となる。

(※)該当年度において、特定健診・保健指導(法定の義務)以外の取組が一定程度(総合評価の項目で集計)行われている場合には加算を適用しない。

健保組合・共済の保険者機能の総合評価の項目・配点(2021~2023年度) 【厚生労働省】

施策番号3-1(3)⑥

	総合評価項目						
大項目	1 特定健診・特定保健指導の実施	恒(法定の義務)	重点項目	配点			
	特定健診・特定保健指導の実施率(実 施率が基準値以上)	特定健診・特定保健指導の実施率の基準値を達成すること 【配点】10点+以下の基準に基づく点数 (前年度の特定健診の実施率-特定健診の保険者種別の基準値)/(100%-特定健診の保険者種別の基準値) ×20+(前年度の特定保健指導の実施率-特定保健指導の保険者種別の基準値)/(100%-特定保健指導の保険者種別の基準値)×20 (整数値に四捨五入する) (※)保険者種別の基準値(減算対象となる基準) 特定健診(※1):単一健保・共済81%、総合健保等76.5%、特定保健指導(※2):単一健保・共済30%、総合健保等15%	〇 (必須)	10~50			
(2)	被扶養者の特定健診・保健指導の実施 率(基準値に対する達成率)	被扶養者の実施率の基準値に対する達成率を把握すること 【配点】 前年度の被扶養者の特定健診の保険者種別の基準値に対する達成率×被扶養者の特定保健指導の保険者種別の基準値に対する達成率×10(整 数値に四捨五入し、10を超える場合は10とする) (※)保険者種別の基準値 (被扶養者の基準値は、加入者全体の基準値とする) 特定健診(※1):単一健保・共済81%、総合健保等76.5%、特定保健指導(※2):単一健保・共済30%、総合健保等15%	_	0~10			
3	特定保健指導の対象者割合の 減少	特定保健指導の対象者割合が減少していること 【配点】2.5×(前々年度から前年度の特定保健指導の該当者割合の減少ポイント) (整数値に四捨五入し、25を超える場合は25とする)	_	0~25			
		小計		85			
大項目	2 要医療の者への受診勧奨、糖尿	病等の重症化予防					
1	個別に受診勧奨・受診の確認	特定健診結果から、医療機関への受診が必要な者を把握し、受診勧奨を実施し、一定期間経過後に、受診状況をレセプトで確認すること (※)「標準的な健診・保健指導プログラム」の具体的なフィードバックを参考に受診勧奨の情報提供を行う	○ (必須)	5			
	医療機関への受診勧奨基準において速やか に受診を要する者の医療機関受診率	①で確認した受診状況をもとに、医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率を把握すること 【配点】 5 点 + 以下の基準に基づく点数 ・医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率×5(整数値に四捨五入)	—	5~10			
(<)	糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防 の取組 I	以下の3つの基準を満たす糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組を実施していること ①対象者の抽出基準が明確であること(抽出基準に基づく対象者が0人である場合は取組達成とみなす) ②保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること(治療中の者に対して実施する場合は医療機関と連携すること) ③健診結果のみならず、レセプトの請求情報(薬剤や疾患名)も活用し、糖尿病性腎症等対象者の概数を把握していること	〇 (必須)	3			
		I の取組に加えて、以下の2つの取組を行っていること					

の取組Ⅱ

⑤保健指導対象者のHbA1c,eGFR,尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること

糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防 ④①の抽出基準に基づき、全ての糖尿病等未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また 実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診が無い者には更に面談等を実施していること。

^{(※1) 2018~2020}年度支援金の減算基準と同じ

^{(※2) 2018}年度実績のおおよそ平均値(単一健保:32.3%、共済:32.8%、総合14.7%)。2023年度の減算(2022年度実績)の基準値は、2019実績をもとに2021年度に再修正の要否を検討したが、平均 値に大きな変化は見られなかったため、据え置きとしている。

健保組合・共済の保険者機能の総合評価の項目・配点(2021~2023年度)

【厚生労働省】

施策番号3-1(3)⑥

		総合評価項目		
大項目	3 加入者への分かりやすい情報排	是供、特定健診のデータの保険者間の分析	重点項目	配点
1)	情報提供の際にICTを活用・ 対面での健診結果の情報提供	以下の4つの取組を本人への健診結果の情報提供において実施していること ・経年データやレーダーチャートのグラフ等の掲載 ・個別性の高い情報(本人の疾患リスク、検査値の意味)の掲載 ・生活習慣改善等のアドバイスの掲載等、本人に分かりやすく付加価値の高い健診結果の情報を個別に提供 ・必要に応じて、本人への専門職による対面での健診結果の情報提供の実施(医師・保健師・看護師・管理栄養士その他医療に従事する専門 職による対面での情報提供(集団実施、オンラインも可))	〇 (必須)	2
2	保険者共同での特定健診データの分析、 共同事業の実施	保険者協議会等において、保険者が集計データを持ち寄って共通の健康課題を分析をした上で、共通の健康課題に対応した共同事業を実施していること	_	2
		小計		4
大項目	4 後発医薬品の使用促進、加入者	首の適正服薬を促す取組の実施状況		
1	後発医薬品の理解促進、後発医薬品差額通知の実施、効果の確認	以下の2つの取組を実施していること ・後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報提供 ・後発医薬品の差額通知の事業を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか確認を実施	〇 (必須)	3
2	後発医薬品の使用割合 (使用割合が基準値以上)	後発医薬品の使用割合の基準値を達成すること 【配点】 5 点 + 以下の基準に基づく点数 (後発医薬品の使用割合 – 後発医薬品の使用割合の基準値)/(100% – 後発医薬品の使用割合の基準値)×10 (整数値に四捨五入する) (※)後発医薬品の使用割合の基準値:75%	_	5~15
3	加入者の適正服薬の取組の実施	以下の2つの取組を実施していること ・抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に指導する等の取組を実施 ・取組実施後、対象者の服薬状況や副作用の改善状況等を確認し、取組の実施前後で評価していること	_	4
		小計		22
大項目	5 がん検診・歯科健診等(人間)	ドックによる実施を含む)		
1	がん検診の実施状況	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの5種のがん検診を全て実施していること (対象者への補助、事業主や他保険者との共同実施を含む)	0	4
2	がん検診の結果に基づく受診勧奨	①で保険者が実施する各種がん検診の結果から、要精密検査となった者の精密検査受診率を把握すること 【配点】 5 点 + 以下の基準に基づく点数 ・精密検査受診率×5(整数値に四捨五入)	_	5~10
3	市町村が実施するがん検診の受診勧奨	健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診の受診を勧奨すること(対象者を把握し個別に勧奨、チラシ・リーフレット等による対象者への受診勧奨)	0	2
4	歯科健診・受診勧奨	以下の2つの取組を実施していること ・歯科健診を実施していること(費用補助を含む) ・特定健診の質問票や歯科健診の結果から対象者を設定し、歯科医療機関への受診勧奨を実施すること	0	9
(5)	歯科保健指導	特定健診の質問票や歯科健診の結果から対象者を設定し、歯科保健指導を実施すること	0	6
6	予防接種の実施	以下のいずれかの取組を実施していること ・インフルエンザワクチン接種等の各種予防接種の実施 ・各種予防接種を受けた加入者への補助	<u> </u>	3
		小計		3413

健保組合・共済の保険者機能の総合評価の項目・配点(2021~2023年度) 【厚生労働省】

施策番号3-1(3)⑥

	総合評価項目					
大項目6 加入者に向けた健康づくりの働きかけ						
1	運動習慣	運動習慣改善のための事業を実施し、特定健診の問診票等により効果検証を行うこと(特定保健指導の対象となっていない者を含む)	0	2		
2	食生活の改善	食生活の改善のための事業を実施し、特定健診の問診票等により効果検証を行うこと(料理教室、社食での健康メューの提供など)	0	2		
3	こころの健康づくり	こころの健康づくりのための事業を実施し、質問票等により効果検証を行うこと(専門職による個別の相談体制の確保、こころの健康づくり教室等の開催(メール・チラシ等の配布のみによる情報提供や働きかけは除く))		2		
4	喫煙対策事業	喫煙対策事業(標準的な健診・保健指導プログラムを参考に禁煙保健指導の実施、事業主と連携した個別禁煙相談、禁煙セミナー、事業所敷地 内の禁煙等の実施)を行い、特定健診の問診票等により、行動変容に繋がったか等効果検証を行うこと	0	8		
(5)	インセンティブを活用した事業の実 施	以下の2つの取組を実施していること ・加入者の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント等に応じて報酬を設ける等の事業を実施 ・事業の実施後、当該事業が加入者の行動変容に繋がったかどうか、効果検証を行った上で、当該検証に基づき事業改善を行うなどPDCAサイ クルで事業の見直しを実施	0	4		
		小計		18		
大項	目7 被用者保険固有の取組等の実	是施状況				
1	産業医・産業保健師との連携	以下のいずれかの取組を実施していること ・産業医・産業保健師と連携した保健指導の実施 ・産業医・産業保健師への特定保健指導の委託	0	4		
2	健康宣言の策定や健康づくり等の共同 事業の実施	以下のいずれかの取組を実施していること 引 ・事業主と連携した健康宣言(従業員等の健康増進の取組や目標)の策定や加入者への働きかけ ・事業所の特性を踏まえた健康課題の分析・把握 ・健康課題解決に向けた事業主との共同事業の実施	0	4		
3	就業時間内の特定保健指導の実施の 慮	ਰ 就業時間中に特定保健指導が受けられるよう事業主による配慮がなされていること	0	4		
4	退職後の健康管理の働きかけ	事業主の実施する退職者セミナー等で保険者が退職後の健康管理に関する情報提供を実施していること	0	4		
		小計		16		

<減算要件> 大項目ごとに重点項目を1つ以上(大項目2は2つ)実施すること

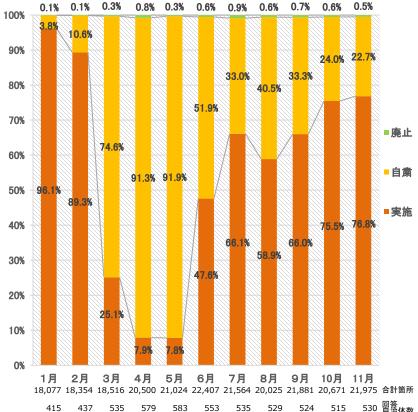
<加算除外> 実施率が一定以上の場合において、大項目2~7の重点項目を1つ以上実施すること(大項目5-①はいずれかのがん検診を実施していれば可)

新型コロナウイルス感染症による通いの場及び高齢者の心身への影響【厚生労働省】

施策番号3-2(3)②

- 〇 通いの場の取組は、2020年の緊急事態宣言時(4~5月)には約9割の通いの場が活動を自粛していたが、 11月には約8割が活動を実施。
- 高齢者の心身の状態は、令和2年度(コロナ影響下)は令和元年度(コロナ前)と比べ、 外出機会の減少(約20%)や「毎日の生活に充実感がない」などうつの項目に該当する者の増加(約5%) 等がみられた。

図1 通いの場の実施・自粛・廃止率*1



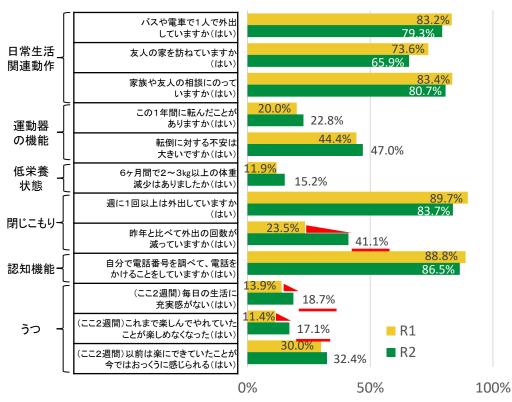
<調査概要>

〇調査期間: 2020 年12 月11 日 (金) ~2021 年 1 月15 日 (金)

〇調査対象: 市町村(特別区を含む。)介護予防主管課 (都道府県を通じ配布)

〇回収率等:配布自治体1,741 回収数1,361 回収率78.2%

図2 基本チェックリスト該当者割合の変化(75歳以上)※2,3



- ※1:通いの場の活動状況を実数で把握している市町村の 回答のうち、「不明」数を除外し母数を算出
- ※2:75歳以上の非要介護認定者の心身の状況を把握している40市町村(R1:約5万人,R2:約4.4万人) のデータを集計
- ※3:回答結果を合計し、令和元年度と令和2年度を単純比較(特に有意差がみられた項目を抜粋)

出典:令和2年度老人保健健康増進等事業「新型コロナウイルス感染症影響下における通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査研究事業(日本能率協会総合研究所)報告書 R3.3

介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応(広報)【厚生労働省】

- 高齢者が居宅で健康に過ごすための情報や、新型コロナウイルス感染症に配慮して通いの場の取組を実施するため の留意事項などを整理した、特設WEBサイト(令和2年9月開設)の開設
 - ※ コンテンツの更なる充実を図り、新聞とテレビを活用した広報も実施
- 都道府県や市町村へポスター・リーフレット・DVD(動画)を配布(令和2年12月)
- 令和4年度は、更に特設WEBサイト等を活用した広報を強化



主なコンテンツ

く感染予防や居宅で健康に過ごすためのポイント>



らない、うつさないために

長引く自粛生活でも毎日を健やか

に過ごすには

食べて元気にフレイルを予防する ために

〈诵いの場再開の留意点〉



の場を再聞するために





<诵いの場からの便り(事例)>

コーポゆうゆうクラブ(大阪府大

くご当地体操マップ>



介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応(ICTの活用)【厚生労働省】

「オンライン通いの場アプリ」を活用した、高齢者の健康維持や介護予防を推進。

現在、自治体の体操動画やお散歩支援、脳を鍛えるゲーム、オンラインコミュニケーション、通いの場の出席管理機能等を搭載しており、 令和4年度中に、健康アラート機能を追加予定。

各種機能拡充や民間企業アプリ、KDBとの連携強化を行い、国・自治体においてデータを活用した効果的な介護予防サービスの展開が可能となる予定。







データの収集分析





★活動問題



脳を鍛えるゲーム

認知機能を鍛えるための ゲームを搭載

★ゲームスコア





通いの場での 活動管理

通いの場情報 通いの場の出席管理

★出席記録

★が収集可能なデータ例です。

(今後拡充予定の機能)

- ポイント機能拡充
- 本人へのフィードバック機能強化
- 民間企業アプリとの連携強化
- KDBとの連携強化等

「オンライン通いの場アプリーで 収集・分析したデータを用いて、 効果的な介護予防サービスを 展開していきます。



ダウンロードはこちら▶ 名をす https://kayoinoba.net

アプリは、原生労働省の補助により国立研究開発法人 国立長寿医療研究センターが開発(約2.7リリース)



国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター National Center for Geriatrics and Gerontology

埼玉県ときがわ町の取組[交流と体操を組み合わせたやすらぎビデオレター]【厚生労働省】

1 取組概要

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、定期的に開催していた「やすらぎの場」など集合して行う取組を中止。
- 地域包括支援センターで作成した「家でもできる健康体操」DVDを配布し活用いただく中で、「みんなの顔が見たい。寂しい。」「なかなかやる気にならない。」といった声が挙がってきた。
- 〇 そこで、保健師がやすらぎの場参加者宅に訪問し、感染症対策で取り組んでいることや、自宅で実践している運動などテーマを決めて1分程度話してもらい、やすらぎの場参加者のビデオメッセージを作成。
- 動画の合間に保健師による介護予防体操・脳トレを差し込み、動画を見ながら体を動かすことができるよう工夫。配布の際に感想を伺い、次回のテーマや内容を決めている。

2 実施者

町、地域包括支援センター

3 対象者

○ 一般介護予防事業「やすらぎの場」参加者

4 取組による効果

○ 参加者同士のつながりを感じてもらうことで、孤立感の軽減を図り、運動意欲の向上につながっている。

【取組の様子】

















東京都文京区(とらいあんぐるタイム)の取組 【「オンサイト (会場) ×オンライン (ネット) Jハイブリッド型通いの場】

【厚生労働省】

施策番号3-2(3)②

1 取組概要

- 文京区社会福祉協議会が支援する住民主体の通いの場「かよい~の」の団体の一つ
- 「とらいあんぐるタイム」は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、定期的に開催していた会場の利用が困難になり、公園での開催やオンラインでの取組など試行錯誤。
- 緊急事態宣言解除後の令和2年6月から、公共施設を借りて、web会議システムを利用したビデオ通話、電話(音声のみ)と会場参加を組み合わせたハイブリッド型通いの場を開催。週に1回、自宅からのオンライン参加も含め15名程度が、感染防止対策を取った上で、貯筋運動やストレッチング、脳トレを行うとともに、おしゃべりなど交流も楽しんでいる。

2 実施者

○ NPO法人 地域ネットワークとらいあんぐる

3 対象者

○ 通いの場参加者

4 取組による効果

- その日の体調や気分にあわせて、会場参加とオンライン参加を選択でき、定期的に行っていた運動をコロナ禍でも続けられる。
- 人に会うことへの不安や孤立感を解消し、高齢者のオンライン機器に対する苦手意識の克服にもつながっている。

【取組の様子】





高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(市町村における実施のイメージ図)【厚生労働省】

市町村が一体的に実施

施策番号3-2(3)2・3

④多様な課題を抱える高齢者や、 閉じこもりがちで健康状態の不明 な高齢者を把握し、アウトリーチ 支援等を通じて、必要な医療サー ビスに接続。

高齢者

※フレイルのおそ

全体を支援

れのある高齢者

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析

医療 レセ 健診 介護 レセ

要介護認定

後期高 齢者の 質問票



介護予防の事業等

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町

村職員への研修等を実施

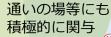
保健事業

5国民健康保険と後期高齢者 医療制度の保健事業を接続

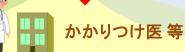
疾病予防• 重症化予防

- ・健診結里等を活田した保健指道
- ・かかりつけ医と連携した疾病管理や重症化予防
- ・健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等
- ・介護予防との一体的なフレイル予防(運動・ 栄養・口腔等)の取組
 - 6社会参加を含む フレイル対策を 視野に入れた取 組へ

フ医療専門職が、通いの場等にも



⑩市民自らが担い手 となって、積極的 に参画する機会の 充実



⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容 全体等への助言を実施 ①市町村は次の医療専門職を配置

- ・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
- 高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置

経費は広域連合が交付 (保険料財源+特別調整交付金)

- ○企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
- ○日常生活圏域に医療専門職の 配置

等に要する費用(委託事業費)

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

等を活用

- ⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援 が積極的に加わることで、
- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門 職による健康相談等を受けられる。
- ・ショッピングセンターなどの生活拠点等 を含め、日常的に健康づくりを意識でき る魅力的な取組に参加できる。
- ・フレイル状態にある者等を、適切に医療 サービスに接続。

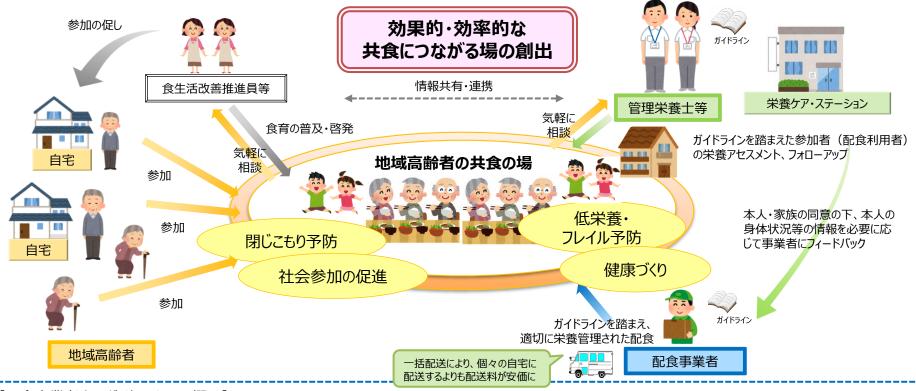
~2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開(健康寿命延伸プラン工程表)~

地域高齢者の共食の場における「健康支援型配食サービス」の活用イメージ【厚生労働省】

適切な栄養管理に基づく配食サービスを地域の共食の場に活用することにより、

施策番号3-2(3)③

地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する、効果的・効率的な健康支援の広がりが期待される。



【配食事業者向けガイドライン※の概要】 ※「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」(平成29年3月厚生労働省健康局策定)

- O 日々の配食には教材的役割が期待され、適切に栄養管理された食事が提供される必要があることから、献立作成の対応体制、基本手順、栄養価のばらつき の管理等の在り方について、我が国として初めて整理。
- 利用者の適切な食種の選択を支援する観点から、
 - 配食事業者は利用者の身体状況等について、注文時のアセスメントや継続時のフォローアップを行うとともに、
 - 利用者側は自身の身体状況等を正しく把握した上で、配食事業者に適切に伝えることが重要であり、その基本的在り方を整理。
- → 献立作成や、配食利用者に対する注文時のアセスメントと継続時のフォローアップについては、管理栄養士又は栄養士(栄養ケア・ステーション等、 外部の管理栄養士を含む。)が担当することを推奨。

スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業 (スポーツによる地域の価値向上プロジェクト)

200,000千円 令和4年度予算額 (前年度予算額

280,889千円)



施策番号3-2(3)4)

スポーツと旅行・観光を掛け合わせた「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大により地方創生・ま **ちづくりを推進**するため、ウィズコロナ・ポストコロナにも対応した**高付加価値コンテンツの創出に向けた取** 組をモデル的に支援するほか、ポストコロナを見据えプロモーションの土台を総合的に強化する。

スポーツによる地域の価値向上プロジェクト

①地域スポーツ資源を活用した観光コンテンツの創出

日本の特色ある自然・文化等を活かした国内外旅行者から選ばれるスポーツ ツーリズム等の優良コンテンツを創出するため、重点分野のアウトドアスポーツ、 武道のほか、アーバンスポーツ等のテーマ別の実証モデルを選定、実施と効果 検証等を行う。

(取組例①) アウトドアスポーツ

景観・環境・牛活等を有機的に連携し、広域コンテンツを創出。







(取組例②) 武道

日本発祥の武道と歴史・文化等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出。







②スポーツツーリズム・ムーブメントの創出

ポストコロナを見据えたスポーツツーリズムのプロモーションの土台を総合的に強化するため、武道を中心に デジタルプロモーションの実施、コンテンツ創出に必要な基礎的データの収集及びビッグデータの活用や現 場ネットワーク構築・強化等を行う。

また、文化庁・観光庁との3庁連携協定に基づく、シンポジウム等を推進する。



スポーツの力を「活用」

様々な地域課題(交流人口拡大、過疎化、経済衰退)

スポーツによる地方創生・まちづくりへ

スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

令和4年度予算額 198,000千円

(前年度予算額

164,927千円)



施策番号3-2(3)4)

スポーツによる地方創生・まちづくりを推進していくため、スポーツツーリズムを中心にスポーツを活用したまち づくりを推進する「地域スポーツコミッション」(地域SC)について、その「質の向上」に向け、新たな事業展 **開へのチャレンジ等**をモデル的に支援するとともに、その運営を担う**基盤人材の育成**をサポートする。

多角的な事業展開への新たなチャレンジ 「地域SC経営多角化等支援事業」

- ・新たなアウターやインナー事業の推進を含め た多角的な事業展開にチャレンジする地域 SCに対し、新たな事業のスタートアップを支援 (既設の地域SCの活動への支援)
- ※併せて、オリパラ・レガシーへの転化も支援 (新たな地域SCの設立への支援)

● アウター事業の事例:

恒常的なスポーツ誘客が可能な 「通期・通年型スポーツアクティビティの創出!





日本発祥の武道をコンテンツ化 景観・四季を活かしたサイクリング

長期継続的な人的交流を図る 「スポーツ合宿・キャンプの誘致」



継続的なスポーツ合宿

課題の共有 スポーツ庁 ノウハウ等 支援 観光 体育 地方自治体 協会 産業 各組織との連携・協力、ハブ機能 地域ス 観光 ポーツ 中心的事務局(推進の核となる組織) 協会 クラブ ※様々なパターンが存在 商工 大学 団体 スポーツ など 産業

地域スポーツコミッション (総称)

地域の自治体、スポーツ団体、民間企業・団体等が一体と なりスポーツによる地域振興に取り組むネットワーク。

※ 地域外からの交流人口拡大のための活動は必須要件

知見・ノウハウの展開

スポーツによる 地 方 創 生・まちづくりへ

コンサルティング、地域SC基盤人材の育成・確保 「地域SC基盤人材育成サポート事業」

- ・地域SCの経営多角化・設立に対するコン サルティングを実施、ノウハウの蓄積
- ・基盤となる人材を育成・確保するため方策 の調査・研究・実証

各SCや基盤人材の知見、ノウハウを共有化 するためのシンポジウム等を開催

側面サポート

● インナー事業の事例:

地域住民向けの

「健康スポーツ教室、地元スポーツ施設管理!





多世代が交流するスポーツ教室

住民へのスポーツの場の提供

地域コミュニティの活性化を図る

「交流イベント・スポーツインライフの推進!





オリンピアンによるランニング教室

企業・地域が連携した多世代運動会

令和4年度予算額 (前年度予算額

250.000千円 315.853千円)



Sport in Life推進プロジェクト 🚳 Sport in Life

背景·課題

- ○一人でも多くの人がスポーツに親しみ、生活の中にスポーツが取り込まれている「Sport in Life」の実現 に向けては、東京オリパラ後も継続して地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等の関係団体と 連携し、国民に多様な形でスポーツの機会を提供することが必要である。
- ○そのためには、本プロジェクト自体の認知度の向 トや、情報交流、優良事例の表彰等によりプロジェクト 参加のメリットを創出し、コンソーシアム加盟団体の更なる拡大と、連携の促進を図る必要がある。
- ○また、この一年間に一度も運動・スポーツはしなかった者(全体の18.2%)でも、そのうちの約5割はス ポーツによる「健康・体力の保持増進価値」を認識していると回答しているため、国民へのスポーツ人口拡 大に向けては「健康のため」以外の価値(楽しさ、爽快感等)を訴求する取組が必要である。



事業内容

国、地方自治体、スポーツ団体、企業等の国民のスポーツ振興に積極的に取り組む関 係団体で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体の自主的な連携による活動を促 進させる仕掛けを施し、スポーツ実施者の増加に向けた推進力、相乗効果を創出する。

○コンソーシアムの運営及び加盟拡大・連携促進

(令和2年度より実施)

HP等による情報発信や広報ツール作成、優良事例の表彰、交流機会の提供等

○Sport in Lifeムーブメントの創出

「スポーツの日」を中心としたキャンペーン、機運醸成のためのプロモーション活動等

- ○スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業 ターゲット横断的な参加可能なスポーツモデルや、実施意欲等に応じたアプローチの検証
- ○安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり スポーツ関連団体(クラブ運営者、施設管理者等)も安全対策に活用できる情報等を提供
- ○スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業 大学・研究機関等と連携したスポーツ実施率向上に資するための研究事業

体制イメージ 地域·社会 加盟団体 加盟団体加盟団体 中央幹事会 加盟回体の中から主要回体で構成 関係省庁 医療福祉団体 加盟団体 加盟団体 加盟団体 加盟団体 加盟団体加盟団体 加盟団体加盟団体 コンソーシアム加盟団体の 自主的な連携によるPT スポーツ実施者の増加

スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現

事業実施イメージ (スポーツ庁) 中央幹事会事務局 スポーツ庁 ルボージ国 地方自治体 関係省庁 医療福祉団体 教育関係団体 加盟団体 加盟団体で 独自の取組 構成するPT

アウトプット(活動目標)

- ●コンソーシアム総会、交流会等の開催
- ●HPやSNS、報道媒体等を活用した情報発信
- ●コンソーシアム加盟団体好事例の表彰、紹介
- ●取組モデルの実施

アウトカム(成果目標)

- ●コンソーシアムの加盟団体数が増加する
- ●Sport in Lifeの認知度が向上する
- ●コンソーシアム加盟団体により提供されるスポーツ機 会及び参加者数が増加する
- ■国民のスポーツ実施率が向上する(長期アウトカム)

インパクト(国民・社会への影響)

スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現

①国民全体が心身ともに健康で活き活きと過 ごせる社会の実現及び②将来的な健康寿命の 延伸に繋がり、国民医療費が抑制される社会 の実現につながる

運動・スポーツ習慣化促進事業

令和4年度予算額 (前年度予算額

拡充

272,446千円 190,000千円)



背黒

健やかに生き生きとした生活を送るためには、適度な運動・スポーツを行うことが必要不可欠である。運動・スポーツは生活習慣病予防や介護予防などに有効なだけでなく、有疾患者や要介護者、障害者においても、適切に行うことで病状の悪化予防や改善、生活の質を維持・向上に有効となり得る。

課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、地域の体制整備が必要である。また、地域にはいまだに運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の取組事例を積極的に共有することが課題である。

事業概要

地域の実情に応じて地方公共団体が行う、多くの住民が安心して、安全かつ効果的な健康づくりのための楽しい運動・スポーツを習慣的に 実施するためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。【都道府県・市町村に対する補助事業(定額)】(平成27年度より実施)

体制整備の取組【必須事項】

行政内(スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等)や域内の関係団体(大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等)が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



習慣化させるための取組【必須事項】

以下の取組①~⑤のうち、いずれか一つ以上を選択の上、実施する。

- ① 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ② 要介護状態からの改善者を含めた、介護予防を目指した地域における 運動・スポーツの習慣化の取組
- ③ 障害の有る人が、ない人と一体となった形での運動・スポーツの習慣化の取組
- ④ 以下のいずれかのターゲットに係る主にスポーツ無関心層に対する地域における運動・スポーツの実施・継続化に係る取組ア. 女性(妊娠期・子育て期を含む)イ. 働く世代ウ. 障害者
- ⑤ 新しい生活様式における運動・スポーツの習慣化の取組

追加実施事項【選択事項】

以下の取組①~③については、推奨事項とし、 実施する場合に審査の加点要素とする。

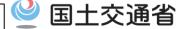
- ① 相談斡旋窓口機能(地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝えるワンストップ窓口を設置する。)
- ② 官学連携(申請する地方公共団体の地域にある大学と連携し、大学等に備わる専門的知識や施設を知の拠点として協力を得る。)
- ③ 複数の地方公共団体の連携・協働

【事業実施前】

地方公共団体内のスポーツ実施率等の基本情報を整理し、成果目標等を定めた上で、事業実施の提案を行う(国費以外の多様な財源を一定額確保するようにする。)。

【事業実施中】

受託者において成果の評価を 行う。3年を目途に、将来的 に補助金無く事業を継続して いけるようにする。 地方公共団体が、補助金によることなく、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための取組を継続的に実施するようになる。



- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
 - ・ 生活サービス機能維持や住民の健康増進など、生活利便性の維持・向上
 - サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化(地域の消費・投資の好循環の実現)
 - 行政サービスの効率化等による行政コストの削減
 - 災害リスクを踏まえた居住等の誘導や防災対策の実施による居住地の安全性強化

などの具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段。

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地
- 頻発・激甚化する自然災害

■ 都市の生活を支える機能の低下

- 〇医療・福祉・商業等の生活 サービスの維持が困難に
- 〇公共交通ネットワークの縮小・ サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

- ○地域の産業の停滞、企業の撤退
- ○中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

■ 厳しい財政状況

- ○社会保障費の増加
- ○インフラの老朽化への対応

■ 都市部での甚大な災害発生

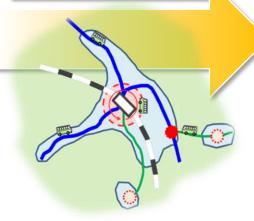
〇被害額の増加、都市機能の喪失

コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を 集約・誘導し、人口を集積

ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通 ネットワークの再構築



中心拠点や生活拠点が 利便性の高い公共交通で結ばれた 多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持・アクセス確保などの利 用環境の向上
- 高齢者の外出機会の増加、住民の健康増進
- 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活・活躍できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
- 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ 地域内での消費・投資の好循環の実現

行政コストの削減等

- 行政サービス、インフラの維持管理の効率化
- 地価の維持・固定資産税収の確保
- 健康増進による社会保障費の抑制
- 財政面でも持続可能な都市経営

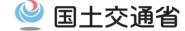
地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
- CO2排出量の削減
- ➡ カーボンニュートラルな都市構造の実現

居住地の安全性強化

- 災害リスクを踏まえた居住誘導、対策の実施

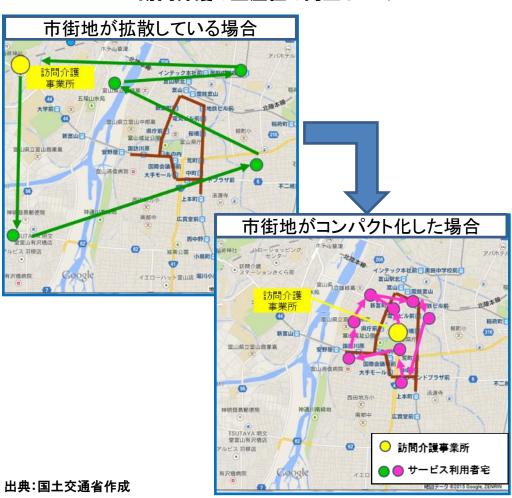
コンパクトシティ化の効果・・・サービス産業の生産性の向上(訪問介護)



施策番号3-2(3)⑦

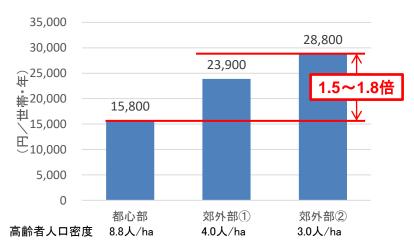
- ○<u>訪問介護</u>は、移動に時間とコストを要するため、<u>生産性が低く、収益率も低い</u>とされている。
- 〇コンパクトシティ化により、<u>まちなかへの人口の集積と介護事業所の立地</u>が進むことで、<u>時間あたりのサービス提供性数が増加するとともに、移動に伴うコストが減少</u>。
- ⇒訪問介護におけるサービス提供の効率性が上昇し、事業者の生産性が向上

<訪問介護の生産性の向上イメージ>

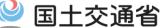


高齢者人口密度とホームペルパーの 年間移動費用 (円/派遣世帯あたり(年間))

- □富山市では、市の社会福祉協議会が運営する 訪問介護施設について、平成15年5月から7月 の実績をもとに<u>ヘルパー派遣にかかる年間移動</u> 費用を推計。
- □派遣先の人口密度が高いほど移動費用が軽減 する傾向にあり、<u>都心部の施設と郊外部の施設</u> との差は1.5~1.8倍。



出典:富山市資料を基に国土交通省作成

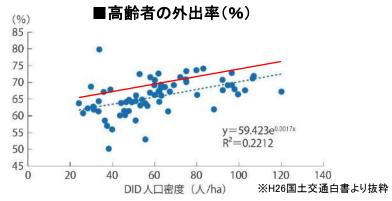


◎都市が集約化され、居住地と拠点地区が近接するほど徒歩や公共交通を利用して日常生活を営む市民が増加。⇒コンパクトシティ化により、高齢者の外出機会、市民の歩行量が増加し、健康な市民の増加や医療費の抑制が見込まれる。

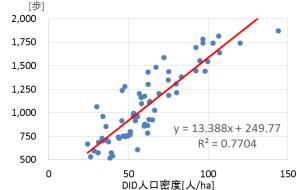








■移動行動における一日一人あたりの歩行量(歩/人・日)



出典: H22全国都市交通特性調査データ、「健康増進のための歩行量実態調査とその行動群別特性分析への応用(筑波大学谷口教授ほか)」をもとに国土交通省作成

析への応用(筑波大学谷口教授ほか)」をもとに国土交通省作成 ※H22全国都市交通特性調査対象都市のうちDIDを有する69都市の20歳以上の移動データをもとに分析

■見附市運動経験者一人あたりの医療費の推移

□見附市で行われている大規模健康づくり事業では、**継 続的に運動を実施する高齢者群**は、実施しない群と比 較して年間約10万円医療費が少ないという結果。



見附市運動継続者:(株)つくばウエルネスリサーチがサポートする見附市運動教室への継続参加者

出典: つくばウェルネスリサーチ、e-wellnessシステムによる医療費抑制効果

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

○一定規模以上の区域外での住宅開発について、

届出、市町村による働きかけ

施策番号3-2(3)⑦

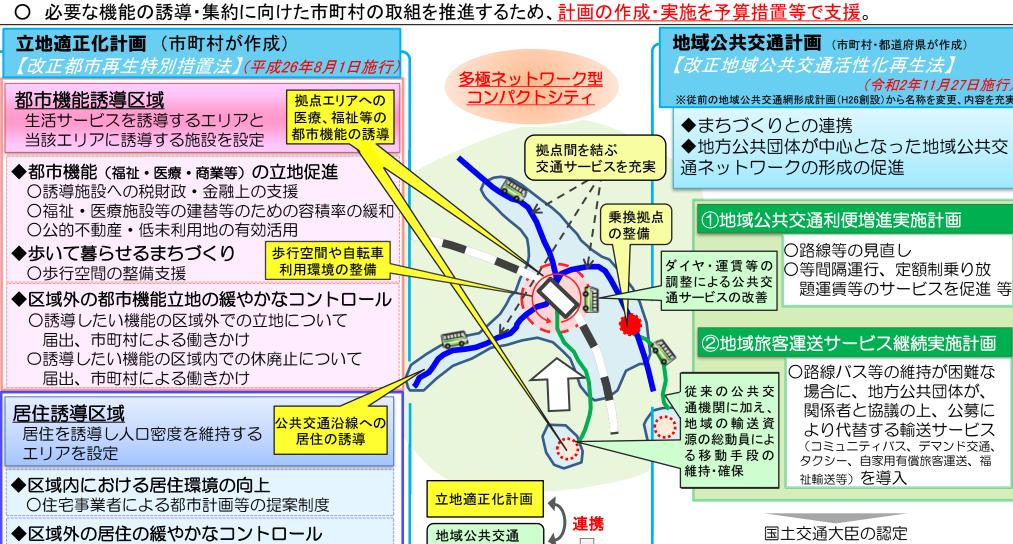


関係法令の特例・予算支援の充実

国十交诵省

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・ 商業等の都市機能の誘導と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確 保・充実を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

計画



好循環を実現

サステナブル建築物等先導事業(次世代住宅型)

令和4年度予算:

環境・ストック活用推進事業 66.29億円の内数

施策番号3 – 2 (3)⑦

(概要)

・子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネス市場の創出・拡大の促進を図るため、健康・介護、少子化対策等に寄与するIoT技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行う事業に対して支援を実施。

事業概要

【対象事業】

住宅において、IoT技術等を活用して住宅や住生活の質の向上に資する取組の実用化に向けた課題・効果等の実証事業を実施するもの。

【補助率】1/2 【限度額】5億円等

<住宅や住生活の質の向上に資する取組テーマ>

高齢者・障害者等の自立支援

高齢者や障がい者等にとって、プライバシーが確保されつつ、自立的な日常生活(建具等の自動開閉、移動支援、自力での入浴や排泄)を可能とする住宅や、災害時の自立的な避難(災害情報の通知、避難のための経路確保・移動支援)を可能とする住宅・サービスの実現

健康管理の支援

高齢者等にとって、プライバシーが確保されつつ、病気の早期発見を可能とし、なるべく長く健康かつ自立的な生活を送ることを可能とする住宅・サービスの実現

防犯対策の充実

居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、子どもをはじめとする居住者の安全・安心の確保を可能とする住宅・サービスの実現

コミュニティの維持・形成

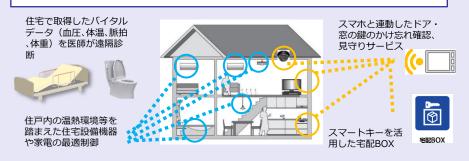
居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、高齢者等が地域のサポートや繋がりといった 共助を得られる仕組みや、マンション居住者同士でのサポートや繋がりといった共助が促される 住宅・サービスの実現

家事負担の軽減・時間短縮

住宅のレイアウト変更や掃除、メンテナンスの容易性を前提とし、子どもにとっての安全性に も配慮して、家事負担(子どもの見守りを含む)の軽減を可能とする住宅・サービスの実現

物流効率化への貢献

住宅のセキュリティや居住者のプライバシーを確保しつつ、不在再配達の削減を可能とする 住宅・サービスの実現



効果

〇 住生活の質の向上

○ 住生活関連の新たなビジネスの成長

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

新規

令和4年度当初予算:住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進 事業(200億円)の内数、社会資本整備総合交付金等の内数

住宅エコリフォーム推進事業(補助金)、住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)

施策番号3-2(3)⑦

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、 地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を効果的に促進するとともに、民間の取組を促すため、住宅

について高い省エネ性能への改修を行う場合は、期限を区切って国が直接支援を行うことを可能とする。

住宅(交付金及び補助金(直接補助))

省エネ診断

民間実施:国と地方で2/3 (直接補助の場合は国1/3) 公共実施:国1/2

民間実施:国と地方で2/3(直接補助の場合は国1/3) 省エネ設計等

公共実施:国1/2

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

- ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。
- 交付率、補助率

民間実施:国と地方で、マンション 1/3、その他 23%

(直接補助の場合は、国がマンション 1/6、その他 11.5%)

公共実施: 国 11.5%

補助限度額(国の補助額(交付率11.5%の場合))

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	383,300円/戸	512,700円/戸
共同住宅	1,900円/㎡	2,500円/㎡

■ その他

国による直接補助は、令和6年度末までに着手したものであって、改修に よる省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

建築物(交付金)

民間実施:国と地方で2/3 省エネ診断 公共実施:国1/3

民間実施:国と地方で2/3 省エネ設計等 公共実施:国1/3

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するもの

に限る。 ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)

※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベル への改修のみ対象。

■ 交付率

民間実施:国と地方の合計で23%、公共実施:国11.5%

■ 補助限度額(国の補助額(交付率11.5%の場合))

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
2.800円/m²	4.800円/㎡

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】 LED照明



断熱材挿入

高効率 給湯器 31

※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

こどもみらい住宅支援事業の概要

令和3年度補正予算:542億円 令和4年度予備費等:600億円 施策番号3-2(3)⑦

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、<u>子育で世帯や若者夫婦世帯*による高い省工ネ性能を有する新築住宅の取得</u>や住宅の省工ネ改修等に対して補助することにより、子育で世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。 ※子育で世帯:18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月11日受付開始)後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

<u> </u>	
対象住宅※	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に 適合するもの)	100万円/戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつー次エネ等級4を満たす住宅) *令和4年6月末までに契約を締結したものに限る。	60万円/戸

住宅のリフォー	ム
---------	---

9	対象工事	補助額
	①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容 に応じて定める額 上限30万円/戸*
	②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、 バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能 付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、 上限45万円/戸(既存住宅購 入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合 は、上限45万円/戸

補助金

交付

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。

事業者

登録

※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。

3 手続き 補助額以上の 事業者登録 申請受付 補正予算案 完了報告期限※2 出来高があること (住宅の規模に応じて、 開始 閣議決定 開始 交付申請期限 遅くともR6.12末→ (R4.1.11) (R3.11.26) (R4.3.28) (R4.10末→R5.3末まで R7.5末まで) 着工

交付申請の 予約(任意) 交付

申請

※1 注文:工事請負契約、分譲:売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

着手

完了

報告

- 温泉入浴に加え、周辺の自然、歴史・文化、食などの地域資源を楽しむ温泉地の過ごし方である「新・湯治」の普及により、温泉地でのヘルスツーリズムを促進する。
- 自治体、団体、企業等によるネットワークである「チーム新・湯治」による多様な 連携で温泉地での新たな取組の展開を促進する。

新・湯治とは

- 温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、 地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になること
- 年代、国籍を問わず楽しめる
- エビデンスも重視!
- 長期滞在を行うことが効果的

【チーム新・湯治の活動展開】

- 現代のライフスタイルにあった温泉の活用をテーマにチーム員等を対象に セミナー(令和3年度:計2回)を開催。
- 全国温泉地サミット&チーム新・湯治全国大会の機会や、メールマガジン、 NEWS LETTER等で環境省や関係省庁、チーム員等の取組を発信し、それぞれ の取組に関する情報を共有。
- 温泉地での新たな滞在コンテンツ発掘のため、モデル調査を実施(3件)。
- 令和4年度においても引き続き上記取り組みを実施予定。



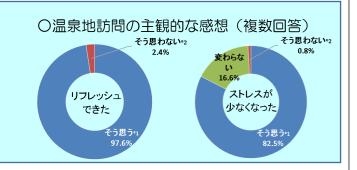
セミナーの様子



NEWS LETTER

【「新・湯治」の効果を検証・発信】

- 環境省が作成する統一フォーマット(調査票)を活用して、全国の温泉地に おいて温泉入浴やアクティビティーによる効果を把握し発信。
- 「温泉地滞在前後は心身に良い変化あり」、「温泉入浴だけでなく、温泉地で何らかのアクティビティを行うことが、より心身への良い影響がある」、「長期間の温泉地滞在ではなくても、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで、心身への良い影響がある」という結果が得られた。
- 令和4年度においては「新・湯治」の効果の検証・発信を各温泉地における 自主的な取り組みとして継続していくための事業を実施予定。



地域・職域連携推進事業

令和 4 年度予算額:58百万円

地域保健と職域保健の連携(以下「地域・職域連携」という。)により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、 保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サー ビスの提供体制を整備することを目的とする。

国:地域・職域連携推進事業

都道府県:地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・都道府県
- ・保健所
- ・福祉事務所
- ・精神保健福祉センター
- ・市町村 等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・歯科医師会
- ・薬剤師会
- ・看護協会
- ・保険者協議会
- ・医療機関

〈職域〉

- ・労働局
- ・事業者代表
- ・産業保健総合 支援センター
- ・商工会議所
- ・商工会連合会

主な事業内容

- ○地域・職域連携により実施する保健事業等について 企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- ○事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合 的推進方策の検討 等

2次医療圏:地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・保健所
- ・市町村
- ・住民代表
- ・地区組織
 - 等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・医療機関
- ・ハローワーク 空

★戦域〉

- ・事業所
- · 労働基準監督署
- ・商工会議所
- ・健保組合
- ・地域産業保健センター

等

主な事業内容

- ○特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業 の評価・分析
- ○特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上の ための情報収集・共有
- ○共同事業の検討・実施 等
- ・都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する地域・職域連携推進事業に要する経費については、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。
- ・補助率:1/2 ※補助先:都道府県、政令市、特別区

予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施【厚生労働省】

保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進するため、<mark>予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積する</mark>ための実証事業を行う。

実証事業の内容

- ●特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業
- ●がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業
- ●重症化予防プログラムの効果検証事業
- ○認知症予防プログラムの効果検証事業
- ○認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業
- ○複数コラボヘルスを連携させた健康経営の効果検証事業
- ○メンタルヘルスプロモーションに関する効果検証事業

- ●歯周病予防に関する実証事業
- ●AI・ICT等を活用した介護予防ツール等の効果・普及実証事業
- ●健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための実 証事業
- ●女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証 のための実証事業
- ●食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業
- ●健康にやさしいまちづくりのための環境整備に係る実証事業

(●:厚生労働省、○:経済産業省)

全体スケジュール(案)

 2019年度
 2020年度
 2021年度
 2022年度
 2023年度~2025年度

 実証事業の 枠組みを検討
 実証事業の進捗等を管理(プラットフォーム事業)
 結果を踏まえ、保険者等による 予防健康事業等への活用

内容	▶ 予防・健康づくり領域において、健康増進効果のエビデンスが示されており、我が国において保険者・企業等が取り組みやすい介入手法を整理する(ポジティブリスト1.0としてリスト化)
活用方法	✓ 保険者・企業が、実際に取り組む介入手法を検討する際に、ポジティブリスト1.0をもとにエビデンスの状況等を 踏まえ、介入方法を決定するなどの活用方法が想定される。

プラットフォーム事業

2020年度に整理したトピックのうち
 ①侵襲がなく、セルフモニタリング等で
 実施が比較的容易なトピック、②国

<u>内でも類似研究が実施されているトピック</u>の観点から、7つのトピックに絞り込み

2021年度

うち1つのトピックについて、<u>社会実装する上での留意点や経済性分析の</u> 結果を追記 2022年度

ポ

ジ

テ

1

ブ

IJ

1.0

- ・社会実装する上での留意点 や経済分析の結果を残り6 つのトピックにも展開
- トピックごとに介入内容を統 合・サマライズし、ポジティブリ スト1.0として整理

2023年度-

ポジティブリスト1.0をもと にエビデンスの状況等を 判断し、保険者等が利 活用しやすいリストとして 公開予定

2021年度に絞り込みを行った7つのトピック

2020年度

介入の概要	対象
2型糖尿病のスクリーニング	40-70歳
質問票によるうつ病のスクリーニング	20歳以上
質問票によるうつ病のスクリーニング	12-18歳
転倒・転落を予防するための運動プログラム	65歳以上
心血管疾患を予防するための運動プログラム	20歳以上
高血圧のスクリーニング	18歳以上
肥満のスクリーニング	6-19歳
減量のための運動介入	20歳以上

認知症施策の総合的な推進について【厚生労働省・経済産業省】

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施 策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」*1と「予防」*2を車の両輪として施策を推進



- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「**認知症になるのを遅らせる**」「**認知症になっても進行を緩やかにする**」という意味

コンセプト

- **認知症は誰もがなりうるものであり**、家族や身近な人が認知症になることなども含め、**多くの人にとって身近なものとなっている**。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、 周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前 を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、 住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮ら し続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の 予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持 等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が 示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデン スを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含め** た認知症への「備え」としての取組を促す。結果とし て70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指 す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防 法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

対象期間:2025(令和7)年まで

具体的な施策の5つの柱 ① 普及啓発・本人発信支援 ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進 ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 ② 予防 知 ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充 症 ・エビデンスの収集・普及 の 人や家族 ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化 ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進等 の視 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の 人への支援・社会参加支援 点 の ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり 重 ・企業認証・表彰の仕組みの検討 社会参加活動等の推進 ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開 ・薬剤治験に即応できるコホートの構築

日本認知症官民協議会【厚生労働省・経済産業省】

○ 認知症に係る諸問題への対応が<u>社会全体で求められている</u>という共通認識の下、行政のみならず<u>民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携</u>し、取組みを推進することを目指すために2019年(平成31年)4月22日に設立。2021年(令和3年)3月25日に第1回総会(オンライン)開催。

日本認知症官民協議会

- ○経済団体、金融(銀行・保険等)・交通業(鉄道・バス等)・住宅業(マンション管理等)・生活関連産業界団体(小売業等)、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。
- ○協議会の下にワーキンググループを設置し、当事者・その家族の意見も踏まえつつ、具体的な検討を行う。

認知症イノベーションアライアンスWG

経済産業省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、 その解決に向けた検討を実施。

認知症バリアフリーWG

認知症当事者や支え手の課題・ニーズに応えるようなソリューションの創出と社会実装に向けた 議論を実施。



- ○令和2年度は、業態等に応じた認知症の人への接遇方法等に関する『認知症バリアフリー社会実現のための 手引き』を作成(金融、住宅、小売、レジャー・生活関連
- の4業種)
- ○令和3年度は、より個別企業の実情に即した独自のマニュアル作成を促すため、記載例や留意事項を整理した『留意事項集』を作成。また、認知症バリアフリー宣言試行事業を実施するとともに、その結果等を踏まえて認知症バリアフリー宣言制度を本格実施。
- ○令和4年度は、認知症バリアフリーの取組を広げるため、 未作成の業種の手引きを作成予定。また、認知症バリアフ リー宣言制度の運用を行うとともに、認証制度・表彰制度 のあり方の検討を行う予定。





予防・健康づくりに関する大規模実証事業(運動、栄養、女性の健康、がん検診、健康まちづくり)【厚生労働省】

● 事業のねらい:予防・健康づくりを推進するために必要なエビデンスの確認・蓄積

背景

「経済財政運営と改革の基本方針(骨太)2019」において、疾病・介護予防に資する取組に対してエビデンスに基づく評価を反映していくことが重要であるとの方針が示されたことを踏まえ、令和2年度より厚生労働省及び経済産業省にて、 エビデンス構築のための「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」を計13事業を実施する。

目的

健康局では上記のうち5つの実証事業を実施し、予防・健康づくりを推進するために必要な介入方法等のエビデンスを確認・ 蓄積、これらのエビデンスに基づいた我が国の公衆衛生政策への活用・反映を検討する

● 事業の概要:健康局では、(ア)運動、(イ)栄養、(ウ)女性の健康、(エ)がん検診、(オ)健康まちづくりの5つの実証事業を実施

(ア)健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための 実証事業

利用者の疾患(高血圧・糖尿病・高脂血症等)を勘案した、健康増進施設における標準的な運動プログラム(健康運動指導士、医師等による管理・施設利用)による介入群と非介入群を比較し、当該プログラムの介入効果及び継続率等に及ぼす効果を検証する

(ウ) 女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法 検証のための実証事業

女性特有の健康課題として、「やせと低栄養」、「月経困難症」 を対象に、特定健診や事業主健診等におけるスクリーニングや介 入の効果検証を行うとともに、全国に導入する際の実現可能性に ついても検証する

(イ) 食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業

食塩含有量が多い外食や加工食品等を頻繁に利用している働きざかり世代を主な対象とし、「健康診査の機会における尿中塩分測定(ナトリウム/カリウムの比率等)と専門職による介入」及び「食環境整備」の2つの事業を実施し、食生活の改善に向けた行動変容、特に食塩摂取状況の変化について検証

(エ) がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業

がん検診の更なる受診率の向上に向けて施策を重点化させる観点 から、行動経済学に基づく働きかけや他の健診との同時実施等の 介入を行い、どのような取り組みがより受診率の向上に効果的で あるかについて検証する。

(オ)健康にやさしいまちづくりのための環境整備に係る実証事業

健康づくりを推進するためには、全ての国民が自然に健康になることができる環境を整え、健康格差の解消を図ることが重要である。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出の差し控えにより、国民の歩く機会や社会参加が減少しており、多くの国 民の健康に悪影響を及ぼすことも懸念されている。そこで、すでに実施されている「健康にやさしいまちづくり」の試みに関して介 入効果の検証を行うとともに、新たな手法についても介入の実施と効果検証を行い、エビデンスに基づいた施策の実施へと繋げる。

● スケジュール:3か年度の実証事業を実施し、その成果を令和5年度以降の我が国の公衆衛生政策に反映する

12020年度

|2021~2022年度

実証計画の作成、 介入の準備 介入の実施、健康増進効果や生活習慣改善効果の分析・評価、実用化の検討

2023年度以降

次期「健康日本21(第二次)」や保健事業等、 我が国の公衆衛生政策に反映

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会【厚生労働省】

1.目的

令和6年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討を行う。(令和3年12月に第1回を開催)

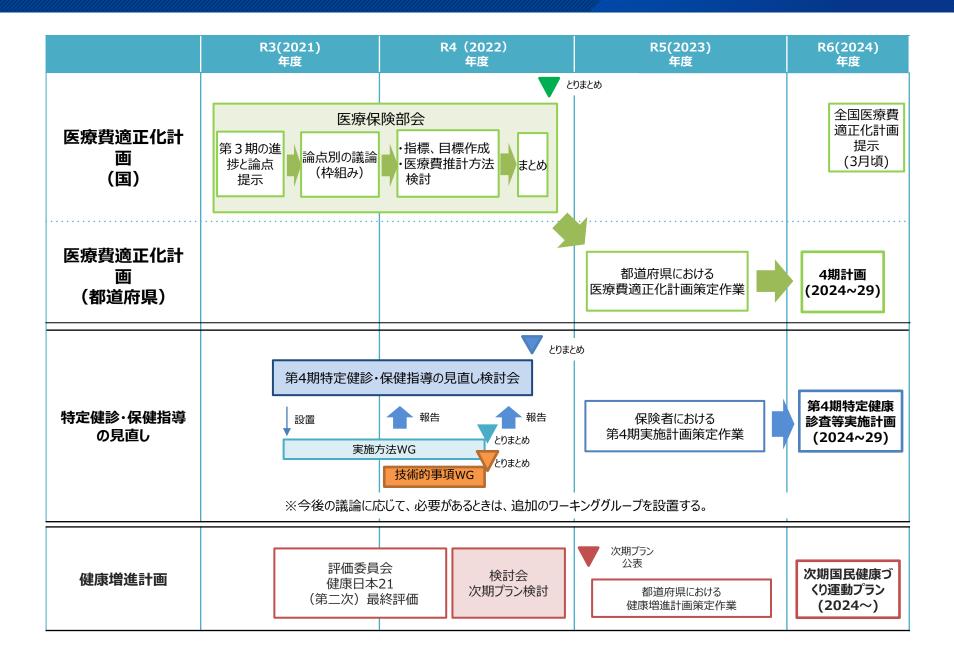
2.検討事項

- 特定健診・特定保健指導の効率的・効果的な実施方法等について
- 特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項 など

3.構成

- 事務局は、健康局健康課及び保険局医療介護連携政策課。
- 構成員は、学識経験者、保険者の代表者、関係団体の代表者の28名。
- 検討会の下に、実務的な課題を整理するため、「効率的・効果的な実施方法に関するWG」及び 「技術的な事項に関するWG」を設置。(今後の議論に応じて、必要があるときは、追加のWGを設 置予定)

特定健診・特定保健指導の見直しの今後のスケジュール【厚生労働省】



健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト【農林水産省】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の流行拡大から、免疫機能の維持・向上や健康に良い食への関心が高まっている中で、免疫機能等への効果が期待される日本の農産物等に関するエビデンス取得及び食生活の適正化に資する技術開発を目指します。

<政策目標>

農産物等の免疫機能等への効果に関するエビデンス取得及び食生活の適正化に資する技術開発(計3点以上) 「令和7年度まで」

く事業の内容>

- ○日本の農産物等の**免疫機能等への効果**をヒト介入 試験等により検証し、エビデンスの取得を目指します。
- ○食の機能性が十分に発揮されるためには、バランスの 良い食事が 基本となることから、食生活の適正化に 資する技術開発を行います。



機能性のエビデンス取得 機序解明試験 ・ 大小人 試験等 ・ 大小人 表表機能等への効果が 期待される農産物等 ・ 食生活の適正化に資する技術開発 ・ 現状: 野菜不足 食塩過剰

食の機能性の効果が十分に発揮

<事業イメージ>

[お問い合わせ先] 農林水産技術会議事務局研究統括官室(03-3502-2549)

食の機能性の効果が不十分

健康情報・食習慣等のデータ集積及びそれらを活用した健康産業の創出

【農林水産省】

施策番号4-1(2)⑥

研究開発の内容(SIP第2期 スマートバイオ産業・農業基盤技術において実施)

健康状態・軽度体調変化の指標化と「軽度体調変化判定システム」の開発、農林水産物・食品の健康維持・増進効果に関する科学的エビデンスの獲得、及び腸内マイクロバイオームデータの整備等を行い、これらのエビデンス・データ等を活用して農林水産物・食品の健康維持・増進効果を解析する「農林水産物・食品健康情報統合データベース」を開発する。 具体的には、

- ・健康状態の指標化と「軽度体調変化判定システム」の開発 健康状態や軽度体調変化を評価する指標を探索・確立するとともに、これらの指標を簡便かつ低コストで日常的に計測する「軽度 体調変化判定システム」を開発する。
- ・農林水産物・食品の健康維持・増進効果に関する科学的エビデンスの獲得 「軽度体調変化判定システム」等を用いたヒト介入試験により、軽度体調変化の改善作用を持つ農林水産物・食品を科学的に明らかにする。 さらに、網羅的解析により農林水産物・食品含有成分を明らかにする。
- ・腸内マイクロバイオームデータの整備と機能性食品のプロトタイプによる検証 産業界からのニーズが高いメタゲノム・メタボローム情報を含む日本人の標準的な腸内マイクロバイオームデータを収集・整備し、食と関連付けたサンプリング・データ解析プロトコルの開発及び機能性食品のプロトタイプを用いたデータの有効性の検証を実施する。

農林水産物・食品の健康維持・増進効果に関する科 学的エビデンスの獲得

- ヒト介入試験により、農林水産物・食品が健康に与える効果を解明
- 農林水産物・食品の網羅的成分解析

健康状態の指標化と 「軽度体調変化判定システム」の開発

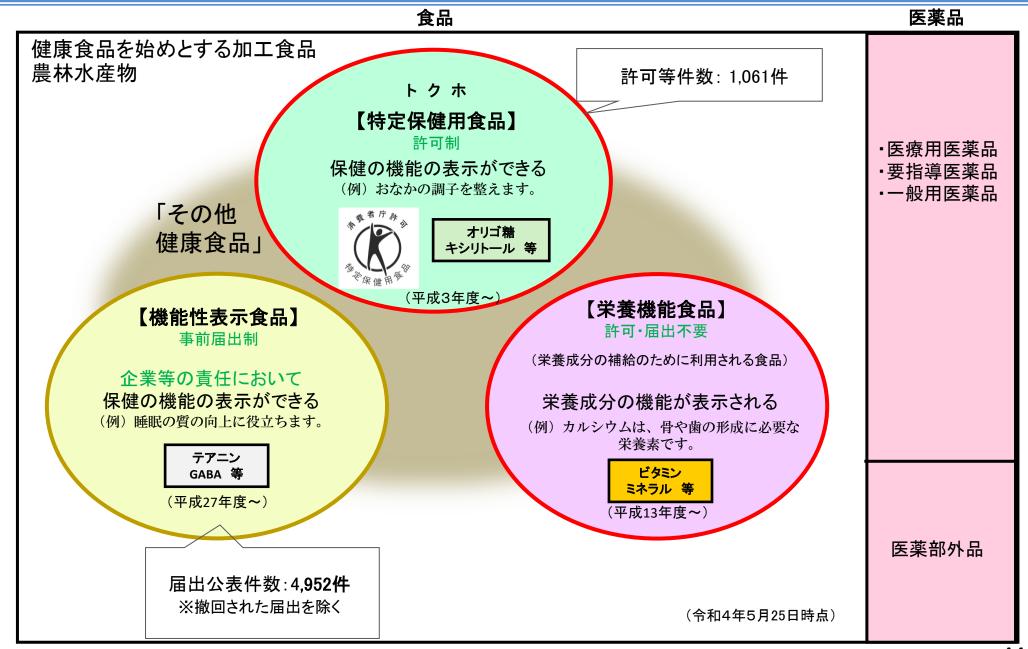
- 健康状態や軽度不調を評価する指標の探索・確立
- 健康状態の指標を簡便・低コストに計測する「軽度体調変化判定 システム」の開発

腸内マイクロバイオームデータベースの構築とこれによる 機能性食品の開発等

- 日本人の健常人マイクロバイオームデータベース構築
- 腸内環境を整える機能性食品のプロトタイプによる検証







消費者への普及啓発の取組【消費者庁】

- 〇政府広報や消費者庁ウェブサイト等を通じた消費者への保健機能食品制度の普及・啓発
- 〇データベースによる商品情報の提供

〔政府広報〕

政府広報テレビ番組(BS朝日)「宇賀なつみのそこ教えて!」内 お知らせコーナー「聞いてナッ得!」(2021年5月21日放送) <テーマ「表示を確認し、上手に利用して!保健機能食品」>



(掲載ページのURL) https://nettv.govonline.go.jp/prg/prg22627.html

〔商品情報の提供〕



(URL) https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/

[各種パンフレット]





(掲載ページのURL)

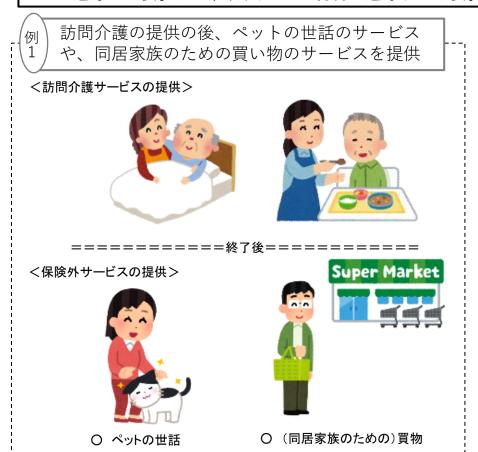
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/

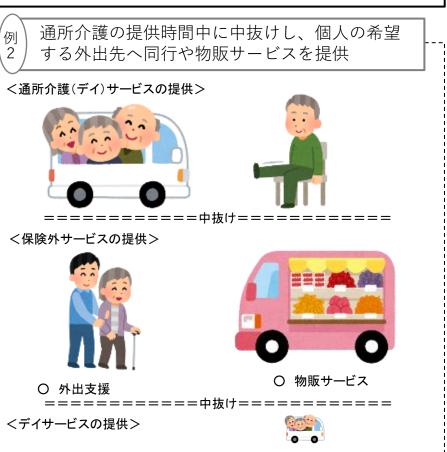


(URL) https://hfnet.nibiohn.go.jp/

介護保険制度における「保険外サービス」との組合せについて【厚生労働省】

- 介護保険制度は<u>「介護保険サービス」と「保険外サービス」</u>との<u>組合せが可能</u>
- ※ 利用者保護の観点や保険給付の適正な担保の観点から、サービスの明確な区分や説明責任の徹底などのルールの遵守が必要。また、他法による規制も遵守する必要。





上手な医療のかかり方の普及・啓発【厚生労働省】

施策番号4-2(4)

受診の必要性や医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかることができれば、患者・国民にとって、必要なときに適切な医療機関にかかることができ、また、医療提供者側の過度な負担が軽減されることで、医療の質・安全確保につながるという観点から、かかりつけ医を持つこと等に関して、周知・広報活動を実施。



- 気軽に相談できるかかりつけ医をもちましょう
- ▶ 夜間や休日診療は重篤な急患のためにあります
- ▶ 時間外の急病は 3 #7119
- ▶ 時間外の子どもの症状は
 歩 #8000まで

【令和元年度の以降の取組(普及啓発事業として委託)】

- 1. 上手な医療のかかり方普及月間として、「みんなで医療を考える月間」(11月)の実施
 - ・テレビCM、Web広告、交通広告等による普及啓発
 - ・上手な医療のかかり方特別トークセッションとして、タレント等も活用したイベントを開催
- 2. 上手な医療のかかり方アワードの開催(10月1日~募集開始、翌年3月に表彰式開催)
- 3. 信頼できる医療情報サイトの構築・運用
 - ・Webサイト「上手な医療のかかり方.jp」にて正確な情報提供
 - ・#8000・#7119 (存在する地域のみ) の周知
- 4. コロナ禍における診療控えに対する啓発
 - ・令和2年度は都道府県・市町村・関係団体を通じてリーフレット200万部を送付
- 5. 小中学生を対象とした医療のかかり方改善の必要性と好事例の普及啓発
- 6. 民間企業における普及啓発

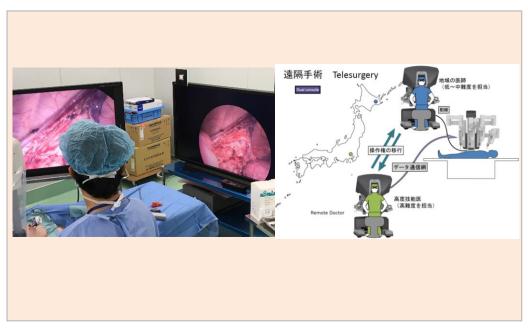


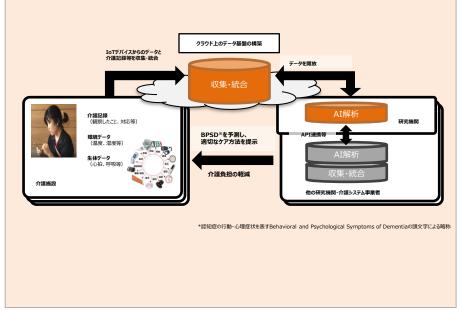


医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業(令和4年度)【総務省】

- 高齢化の急速な進展等を背景とする社会保障給付費の増加、地方の病院における医師不足、生活習慣病や認知症患者の急増に対応するため、ICTを活用し、医療・介護・健康データを利活用するための基盤を構築・高度化することにより、医療等サービスの飛躍的な向上・効率化を実現。
 - ※国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)に必要経費を補助
 - ●高精細映像技術の遠隔医療への応用、遠隔手術 のネットワーク要件等の研究

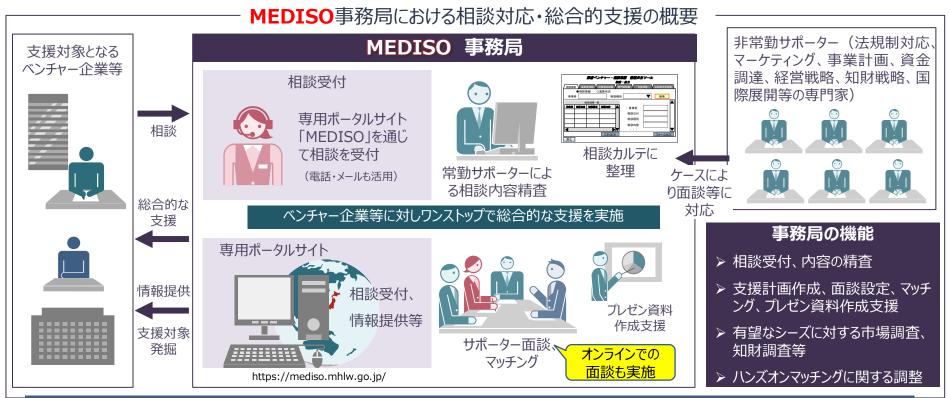
●認知症対応型Al·loTシステムの開発





医療系ベンチャー・トータルサポート事業(MEDISO)【厚生労働省】

- ◆ MEDISO (MEDical Innovation Support Office) とは、<u>医薬品・医療機器等について、アカデミアやベンチャー企業が有するシーズを実用化</u> につなげるために、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に総合的な支援を行うための事業。
- ◆ 医療系ベンチャー企業等にアドバイスを行うメンターとなる人材(以下、サポーターと称する)と各ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングの推進には、ベンチャー育成のためのエコシステムの確立に向けて大変重要であり、MEDISOでは、多様な分野の専門家を「サポーター」として登録している。
- ◆ 相談案件は常勤サポーターが精査し、より専門性が高い相談については非常勤サポーターとの面談設定やマッチングを行い、支援計画作成、VC等へのプレゼン資料作成支援等、多様な相談に対してワンストップで支援を実施。
- ◆ さらに、有望なシーズに対しては、知財調査や市場性調査(フィージビリティスタディ)、大企業やアカデミアの人材をベンチャーに派遣するハンズオンマッチング等により、シーズの実用化を見据えた総合的な支援を実施。



経済産業省「InnoHub」との連携【厚生労働省】

- MEDISOにおいては、薬事や医療保険制度に関する相談を中心に対応するほか、医療系ベンチャーが各開発段階で抱える課題について、相談対応や事業戦略の策定等も支援。
- InnoHubとの連携においては、特にマッチングや資金提供(具体的な紹介先の提示等)を望む 案件についてMEDISOからInnoHubに紹介。
- 相談内容に応じて、使い分けや両方を活用することも可能。
- 2022年5月時点で、MEDISO → InnoHub紹介30件、その逆は15件

ヘルスケア ベンチャー等



相談





経産省ワンストップ窓口

「Healthcare Innovation Hub」 (通称: InnoHub)





- ヘルスケア、ライフサイエンスといった幅 広い分野に関する相談に対応
- 各省庁、官民ファンド、民間等の支援 策を紹介できる相談窓口機能だけで なく、相談者と支援者のマッチングによ るイノベーションの創出を支援

連携



相談内容に 応じて 相互に紹介

厚労省窓口

「医療系ベンチャー・トータルサポート事業」 (通称:MEDISO)





- 薬事に関する相談や医療保険制度に 関する相談を中心に対応
- 加えて、知財管理、経営管理、海外 展開等、医療系ベンチャーが各開発段 階で抱える課題について、相談対応や 事業戦略の策定等も積極的に支援

-※MEDISOへの直接相談も可

介護ロボット開発等加速化事業【厚生労働省】 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

令和4年度予算(令和3年度当初予算) 5.0億円(5.0億円)

(参考) 令和3年度補正予算:3.9億円

- 介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、見守りセンサーやICT等といった生産性向上に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。
- 具体的には、①介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口(地域拠点)、②開発機器の実証支援を行う リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラット フォームを整備する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①相談窓口(地域拠点)

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業 等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

– 開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割 –

③介護現場における実証フィールド - エビデンスデータの蓄積 -

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

※リビングラボとは 実際の生活空間を再現し、 新しい技術やサービスの 開発を行うなど、介護現 場のニーズを踏まえた介 護ロボットの開発を支援 するための拠点

< 令和3年度補正予算の 拡充内容>

- ○相談窓口の機能充実
 - ・相談窓口の増設
 - ・アドバイザー職員の増員
- ○大規模実証に係る対象施設数の 拡充 等

<感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例>

く見守りセンサー>

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知 →遠方から効率的な見守りが可能になる。



<ICT(インカム)> 遠方にいながら職員 間での利用者の状況 の共有が可能になる。



<移乗支援(非装着型)> 利用者の抱え上げを ロボットが代替し、接触 対応が軽減される。



令和4年度介護ロボットの開発・実証・普及の^{・・・・・・・・}プラットフォーム相談窓ロ・リビングラボー覧【厚生労働省】



(国立大学法人 東北大学)

アドレス: living-lab@srd.mech.tohoku.ac.ip

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511

アドレス: syomu@kibiriah.johas.go.jp

TEL: 0866-56-7141